

平成30年第2回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第3号
受 理 年 月 日	平成30年5月24日
件 名	独立行政法人都市再生機構法第25条第4項「家賃の減免」実施と居住者合意の「団地別整備方針書」策定に関する意見書提出を求める請願
請願者の住所 及び氏名	北本団地自治会会長 佐藤 利彦
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	島野和夫

【請願趣旨】

いま私たち公団住宅居住者は、高齢化と収入低下のなかで家賃負担の重さに悩み、居住にたいしても不安をいただいています。

昨年9月、北本団地自治会がおこなったアンケート調査によれば、世帯主65歳以上63.7%、70歳以上だと46.8%を占め、年金受給世帯は70%、給与所得者はわずか19%です。年収は66%の世帯が353万円未満（45%が242万円未満）に対し、家賃は4～6万円台61.9%、4万円が35.9%です。年金だけがたよりの世帯70%にとって収入の半分が家賃といえます。大変重い28%、やや重い39.5%と、67.5%が「重い」と答えています。

都市再生機構は市場家賃を原則としながら、独立行政法人都市再生機構法上、その公共的使命から第25条第4項に「居住者が高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合又は賃貸住宅に災害その他の特別の事由が生じた場合においては、家賃を減免をすることができる」と規定しています。公団住宅居住者の多くが公営住宅収入層であることを政府・都市再生機構とも認めながら、この条項はまったく実施されていません。石井啓一国土交通大臣は、2016年12月の衆議院国土交通委員会で「都市再生機構法第25条第4項の趣旨にのっとり、適切な家賃減免措置を講じてまいりたい」と答弁されました。私たちはこの条項の実施を強く求めていますので、各党派のお力添えで実現されるよう要望する次第です。

また、都市再生機構は団地の統廃合、住居の削減をめざして2018年度末までに「団地別整備方針書」の策定を進めています。私たち居住者は団地コミュニティを培い、多くの居住者（76.4%）が末永く住みつづけたいと願っています。団地の再整備計画づくりにあたっては、都市再生機構および北本市と居住者自治会と十分に話し合い、三者合意のうえ策定することを望んでいます。

以上の趣旨にご理解たまり、下記事項について意見書を内閣総理大臣、国土交通大臣ならびに都市再生機構理事長にたいしご提出いただきたくお願いいたします。

**【請願事項】**

- 1 都市再生機構は、公営住宅収入層に準じる低額所得世帯にたいし、独立行政法人都市再生機構法第25条第4項の「家賃の減免」条項を実施すること。
- 2 都市再生機構は、「団地別整備方針書」の策定にあたっては、北本市をふくめ居住者自治会と十分に話し合い、三者合意を得ること。